

建設工事の指名競争入札参加者選定に係る運用基準

評価項目	選定における着目点
島根県有資格業者	登載されていること
選定条件	a県内のみ b県内及び準県内 c県内・準県内及び県外
①当該工事に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地からみて、当該工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること
②不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合は指名しないこと (1) 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（以下「指名停止要綱」という）別表第2（贈賄及び不正行為等）に基づく指名停止期間中であること (2) 県内において談合の容疑で家宅捜査を受け、又は逮捕を経ずに送検された場合であっても明らかに請負者として不適当であると認められること (3) 県発注工事について、工事請負契約書に基づく工事関係者に対する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること (4) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること (5) 県発注工事について、暴力団等による不当介入を受けた場合の対応が不適切であることが明確であること (6) 警察当局から土木部長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する有資格業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不適当であると認められること
③経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと
④経営事項審査	経営事項審査の有効期限が切れている者は指名しないこと
⑤安全管理等の状況	(1) 指名停止要綱別表第1（県内において生じた事故等）に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと (2) 県発注工事について、安全管理に関し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された旨の報告があり、交付された指導票や是正勧告書等に対し改善が終わった旨の報告がない場合は、指名しないこと
⑥労働福祉の状況	賃金不払いに関する労働基準局からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと
⑦当該工事施工についての技術的適性	工事の特性に応じて、次の事項を適宜勘案し指名することができる (1) 公共工事について相当の施工実績があること (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること (3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること (4) 施工能力確保のため格付点数を考慮すること (5) 過去2年間程度の土木一式における工事成績を考慮すること (6) 当該地域における工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があること (7) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること (8) 受注機会均等確保のため、発注予定時点での受注回数、指名回数を考慮すること (9) 優良工事施工業者としての表彰の有無を考慮すること (10) ISO9000s、14001の認証取得者であること (11) 過去1年間にボランティア活動等の地域貢献があること (12) その他

